

定 款

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 目的及び事業(第3条・第4条)
- 第3章 会員(第5条―第11条)
- 第4章 総会(第12条―第21条)
- 第5章 役員等(第22条―第29条)
- 第6章 理事会(第30条―第35条)
- 第7章 専門委員会(第36条)
- 第8章 事務局(第37条)
- 第9章 資産及び会計(第38条―第42条)
- 第10章 定款の変更及び解散(第43条―第46条)
- 第11章 公告の方法(第47条)

附則

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人徳島県防犯協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所（以下「事務局」という。）を徳島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、徳島県内の各地区防犯協会等との相互の連携を図り、効果的な防犯活動を推進するとともに、県民の防犯思想を高め、もって犯罪のない明るい社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防犯思想の普及宣伝事業
- (2) 犯罪の予防検挙に対する協力援助事業
- (3) 青少年の健全育成及び非行防止事業
- (4) 風俗環境浄化対策事業
- (5) 防犯ボランティア団体等の支援事業
- (6) 防犯功労者・団体の表彰事業
- (7) その他本会の目的の達成に必要と認める事業

2 前項各号の事業は、徳島県内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

(1) 正会員

正会員は、次に掲げる団体で本会の目的に賛同して入会した

ア 普通地方公共団体

イ 本会の事業に賛同して入会した徳島県内の各地区防犯協会

ウ 職域防犯団体

とする。

(2) 賛助会員

本会の目的に賛同し、本会の事業を援助する目的で入会した個人又は団体。

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）上の社員とする。

(会員の資格取得)

第6条 本会の会員となろうとする個人又は団体は、理事会の定めるところにより申し込みをし、承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(拋出金の不返還)

第11条 退会し、又は除名され、若しくは資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の拋出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

3 賛助会員は総会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総会の議決権の5分の1以上を有する正会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求をすることができる。この場合、会長は、総会を招集しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、出席者の互選により決定する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は正会員として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第19条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は代理人に議決権の行使を委任することができる。この場合において、その正会員が総会に出席したものとみなす。

(総会決議の省略)

第20条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第22条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長、副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表してその業務を執行し、専務理事は、理事会の別の定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員及び監事は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。

(顧問及び参与)

第28条 本会に任意の機関として、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は、有識者及び本会に功労のあった者のうちから、参与は、防犯活動について高度の知識を有するものうちから、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、総会に出席し意見を述べることができる。

(役員等の報酬等)

第29条 役員、顧問及び参与は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬を支給することができる。

2 役員、顧問及び参与には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

3 前2項の規定による報酬の支給及び費用の支弁については、総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、各理事が招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、出席者の互選により決定する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に理事として加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第36条 本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会はその決議により、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、学識経験者の内から理事会で選任する。

3 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(設置等)

第37条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、専務理事が兼ねることができる。

4 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免し、その他の職員は会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 資産及び会計

(基本財産)

第38条 基本財産は、本会の目的を達成するために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 第1項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務局に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織、事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第44条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第46条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

（公告の方法）

第47条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は飯泉嘉門、副会長は稲田米昭及び舟越二三夫、専務理事は池西邦雄とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定に係わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成25年5月21日から施行する。